

中国における農業改革と 大規模農業経営の育成

——土地制度と生産組織の改革を中心に——

大島 一二一

はじめに

近年の中国農村・農業の現状と課題を理解する上で、もっとも重要な論点の一つとしてあげられる問題は何か。

筆者は、衰退を続ける日本農業の現状から考慮すれば、中国農業において、今後の農業再編（効率的な農業生産システム構築）のスキームづくりがどのように進められているのかに注目すべきであると考えている。それは、多様な農産物を、日本をはじめとする世界各国に大量に輸出している中国農業においてすら、沿海地域農村などの一部地域に



おいては、主に農業の相対的な低収益性に起因する、若年労働力の深刻な農業離れ、農家経営の兼業化、耕作放棄、耕地利用率の低下などの、日本農業でみられるような農業の衰退現象が顕著となつてきているからである。

こうした中国農業・農村をとりまく深刻な課題を反映して、たとえば、二〇〇八年一〇月上旬に開催された、中国共産党の重要会議である中国共産党第一七期中央委員会第三回全体会議（以下「一七期三中全会」とする）では、今後の農村改革の展開方向（とくに農業経営組織問題、農地の流動化問題、農村金融問題等）が主要テーマとして検討されている。そして会議の締めくくりには、「中国共産党

中央の農村改革発展を推進する上でいくつかの重要問題に関する決定」（二〇〇八年一月一二日可決、以下「決定」とする）が発表された。この会議では、当時のリーマンショックなどの世界経済危機への対応等の、他の重要な経済問題に優先して、農業・農村問題が検討されており、このことは、現在の中国政府がいかに農業・農村問題を重視しているか、言い換えれば、農業・農村問題がいかに中国経済のボトルネックとなりつつあり、これを改善していかなければならない状況にあるのかを示しているといえる。

また、周知のように、中国においては、毎年年初に、農業・農村政策の基本的骨格となる一号文件が発表され、それに基づいて当該年度の農業・農村政策が執行されていく。本来一号文件とは、当該年度に公表される中央政府の第一号文件の意味であるから、その内容は必ずしも農業・農村問題に限ったものではないが、近年の中国においては、二〇〇四年から二〇一五年までの一号文件はすべて農業・農村問題を取り扱ってきた。このことは、前述の一七期三中全会の決定と同様に、中国にとって農業・農村・農民問題（急速に発展する都市経済との比較で、農業・農村・農民の経済的停滞を問題にした、いわゆる「三農問題」）が長期にわたって重要かつ喫緊の課題であることを示しているといえよう。

筆者はこれまで、三農問題の基本的背景には、零細分散した農地利用に基づく農業の低生産性があることを指摘してきた（大島〔2011〕参照）。この意味からすれば、農業生産システムの大きな改善が進展すれば、三農問題全体の解決にも資することとなると考えられる。

このように、現在の中国において、農業の生産性向上は喫緊の課題であり、そのためには従来から問題が深刻化してきた個別零細分散した農業生産システムの再構築を、どのように進めるのが重要となっている。

周知のように、日本農業の経験では、農業再編のためには、二つの重要な条件整備が必要である。一つは、農業においてもっとも重要な生産手段である農地利用の合理化（＝零細分散農耕の克服）であり、今ひとつは、生産の担い手である生産組織（農家を単位とする大規模経営、いわゆる「家庭農場」、農民專業合作社のような農業協同組合、農民の協業組織等）の育成である。

そこで、本稿では、中国農業の再編の基礎条件について、農地利用の合理化の側面と、担い手の形成の側面において、それらが現在どのような状況にあるのか、全国レベルの農業統計、および現地調査の成果を利用して明らかにし、中国農業再編の現段階と可能性について検討していく。

一 農地利用の合理化の現状と課題

ここではまず、農業再編の基礎条件の一つである、農地利用の合理化の現状と課題について検討する。

(一) 中国の農地をめぐる制度の実態

前述した一七期中全会後の「決定」、および近年の一号文件においては、農地利用権の流動化について、従来までの政策から一步踏み込んだ新しい政策が打ち出されている。そこで、まず中国の農地をめぐる制度の沿革と問題点について簡単にふれてから、近年の新たな政策についてみてみよう。

現在の中国において、農地はどのような所有関係にあるのだろうか。周知のように、現在の中国の憲法では、農村の土地は集団所有と規定されている（これにたいして都市の土地は国有——全人民所有——である）。実際には、大部分の農村において村民委員会（村）を単位とする集団所有制がとられ、個別農家は村民委員会との契約に基づいて農地利用権（中国語では「使用权」「承包經營権」などと呼ばれている）を得ている。一般に、一九八〇年代前半に結ばれた請負契約を第一回請負と呼び、その契約期間は一五年間であった。

続いて第一回請負が満期を迎えた一九九〇年代後半に結ばれた請負契約を第二回請負と呼び、この契約期間は三〇年間に延長された²⁾。この第二回請負時に、中央政府は農家側の請負権を強化し、農民の自発的な農地貸借による大規模経営への集積を促進する政策として、村民委員会による、それ以降の「割換え」（人口の増減による農地の再配置）を禁止したが、多くの村民委員会では、後述するように、その後も依然として再配置が実施されている。このように、第二回請負以降も、一部の村民委員会では、主に人口増加などを理由に、農民が請け負う農地を数年に一度再配置してきたのが実態であった。

また、請負に伴う農民の地代負担については、二〇〇五年以前は農業税が徴収されていたため、これが事実上の地代となっていたが、農民負担の軽減を目的に、二〇〇五年から農業関係諸税の減免が実施されたため、この地代負担は免除されることとなった。よって、現状では土地利用権にかんして負担金は設定されていない。

こうした土地政策に関わる関連法規としては、「土地管理法」「農村土地承包法」「基本農田保護条例」の規定があげられる。

このように、一応農家の農地利用権は確保されているようにみえるが、現実には、農家の利用権は長期にわたって確立されていなかったのが現状である。それは、第二回請

負実施以降も、中央政府の再三にわたる通達にもかかわらず、一部の村民委員会では、しばしば請負農民の耕作する農地を再配置してきたのである。農地請負に堪んして、契約対象となる圃場の位置が確定していかないわけであるから、当然中国の農家は、確定した権利を有しているとはいえないことになる。こうした中央政府と村民委員会の思惑の違いはどうして生まれるのか。

中央政府は、個別農民が利用する具体的な圃場を確定することによって、農家の農地への投資を促進することも、これ以上の農地の零細分散化を防止し、農地利用権の流動化を促進する基礎条件を整備し、農地利用権の流動化による効率の高い農業経営の育成を想定しているのである。この点は、後述する、近年の中国政府の農業構造改善政策の方向と一致し、大規模農業経営の担い手である大規模農家、企業、農民專業合作社の利害と一致しているといえよう。

しかし、村民委員会にとっては、農家の農地利用権が確定し、再配置が困難となると、村民の新たな子供の出生に対応して、新規に農地配分を行うことが事実上困難となる。この結果、これまで優先されてきた「村内農地利用公平の原則」^③の恩恵を、これからも享受したいという村内多数の農民の意向に沿うことができなくなり、村民の反発を受ける懸念が高まるのである。とくに村民委員会幹部の公

選制（いわゆる村長選挙）が広範な農村で実施されている現在、投票者である農民の意思を無視し、公平性を崩すことは難しい。また、後に述べる山東省萊陽市農村でのヒアリングによれば、村民委員会に一定の面積の農地を配分できる余地（この農地を中国語では「機動田」または「機動地」とよぶ）を残しておくことによって、転用・収用などの際に、村に一定の収入をもたらすことができるため、村幹部が意図的に再配置を進めていると語った関係者もいた。

このような要因から、多くの村では、第二回請負以降も、人口増に伴って数年に一度の再配置が継続されてきたのである。資料によれば、現在の全国の「機動田」は、全請負耕作地（二〇一三年で二三億二七〇九万ムー）の一・九％にあたる二五七九万ムー存在するという^④。

しかし、農地の再配置は、確かに村内での農地利用権配分における公平性は維持されるものの、利用する農地の一層の零細分散化を促進し、農民の農地への投資意欲を低減させ、農業生産性の向上を妨げる原因となっているのである。とくに中国では、以前よりも増加率は鈍化しているとはいえ、現在でも人口は増大しており、何らかの対策が講じられない限り、いっそうの零細化は免れない。そして、一層の零細分散化は、近年農村に出現しつつある大規模経営志向農家、企業、農民專業合作社への農地集積をますま

す困難なものにし、効率的な農業経営の形成をも阻む結果となっている。この点が、中国政府が農業再編を推進する上で、もつとも危惧する事態であるといえる。

また、こうした不明確な土地利用にかんする権利状態が、直接的には、都市近郊農村で頻発している土地取用時において農民が請負農地についてほぼ無権利状態にあることにも帰結しており、このことにより、しばしば農民と地方政府との間で、騒擾が発生していることは、中国内外の新聞報道などでよく知られているとおりである（宇野[2005]等）。

(二) 一七期三中全会における土地政策

こうした多くの問題を含んだ既存の農地制度のもとで、前述の一七期三中全会では、これまでにみられなかった、さらに一歩踏み込んだ内容の新たな土地政策が提起された。それはいうまでもなく、前述の中国政府の農業再編が頓挫するという危機感を背景にしたものであった。

(1) 請負期間の延長…一七期三中全会で可決された「決定」では、「現在の請負関係を安定的に維持し、あわせて長期にわたって不変とする」と述べられている。ここでは「長期にわたって」が、具体的にどのくらいの期間になるのか明示されてはいないが、中国農村の一般的な理解では、かなりの長期間（ほぼ永久に近い）という観測が主流

となっている。これは農民が現在所有する利用権を財産として確定することを目的としていると考えられる。

(2) 農地転用の制限…「決定」では、「全国の農地面積の下限を一八億ムー（一・二億ha）とし、これを「永久基本農地」とする。この永久基本農地の面積が一八億ムーを下回ることを一切認めず、農地転用を厳しく抑制する。各省・市・自治区レベルでこの永久基本農地面積を維持することを基本とし、省間の移動を認めない。万一転用する場合は、まず先に相当する面積の新規開墾・荒地地の開発を実施し、その後転用することを原則とする」としている。これによって行政機関や開発業者の無計画な農地転用を抑制しようとしているのである。

(3) 農村の土地に関する権利の確立と流動の促進…「決定」では、「農村土地の利用権の確定、登記、権利証の交付を推進し、土地請負経営権を確定する。この前提の下に、農地利用権の有償移動、期間を限定した短期的な移動、交換、土地株式制等の方式によって農地請負経営権の移動を許可し、大規模経営の形成を促進する」としている。前半の件は農家の利用権の確定を確認し、後半の大規模経営の形成に関する部分は、これまでの農地の流動化と大規模経営の育成を「容認する」という見解から一歩踏み込んで、農民の自発的意志を尊重しながらも、大規模農家・家庭農場・農民專業合作社等への流動化を「推進す

る」という内容となっている。

このように、これまで曖昧であった農民の農地利用権の確定を推進する内容となっていることは、中国農業の再編に資するという意味で評価できよう。この決定を受けて、山東省の農村の事例では、農地の再配置を停止する措置をとった村民委員会が多くみられる。中央政府が各農家の請負農地を確定し、大規模経営への農地集中を促進する方針を提起した以上、村内での農地の再配置停止は不可避の情勢となった^⑤。

(三) 近年の一号文件にみる農地制度改革

そして、近年、さらに踏み込んだ方針が発せられている。それは、ここ数年、毎年年初に発せられる一号文件において、農地利用の合理化にかんして、「決定」よりさらに踏み込んだ記述が見受けられる点である。とくに二〇一四年一号文件（二〇一四年一月二〇日発表）と二〇一五年一号文件（二〇一五年二月一日発表）の両年の一号文件では、農地利用の合理化のための農地制度改革の今後の展開について述べられている。二〇一四年一号文件では「農村改革を全面的に深め、農業近代化を加速することに関する党中央と國務院の若干の意見」（以下「二〇一四年文件」とする）であり、二〇一五年一号文件では「改革・創新の取り組みを早め、農業近代化建設を加速することにかんす

る若干の意見」（以下「二〇一五年文件」とする）である。

この両文件において、農地制度改革にかかわる注目できる論述は以下の通りである。

まず、二〇一四年文件では、「四、農村土地制度改革の深化」において、「17.農村土地請負政策の完全化」で、これについて述べている。つまり、「農村の土地の請負関係を安定させ、長期にわたって不変とし、……農民の土地請負にたいする占有権、利用権、収益権、転貸させる権利を確認し、請負経営権を抵当権として確定する」として農民の土地利用にかんする権利を確認したうえで、さらに踏み込んで、「……土地経営権を金融機関から融資を受ける際の抵当として設定することを認める」と述べている。これは各農家の土地にかんする財産権としての権利を確立した上で、農業または農家資金の入手を容易にするためである。さらに、本文件では「関係機関は早急に経営権の登記と証書発行業務体制を確立しなければならない」とし、農地の流動化の法的条件を整備し、促進するとしている。

続いて、二〇一五年文件では、「四、農村発展の活力を増強し、全面的に農村改革を深化させる」のなかで、「23.農村土地制度改革モデル地域の推進」において、「最低限の農地面積の確保（＝転用の抑制）と公共の福祉に反しない範囲で、国家・集団（村）・農民の利益を最大限に増大させる土地利用（転用）モデルを建設する」と述べてい

る。これは前述した土地取用時の農民の請負農地にかんする無権利状態の改善を目的としたものである。

このように、近年の農地にかんする発表においては、いずれも農民の農地利用にかんする権利の確立と、農地流動化促進のための条件整備にその主眼がある。

二 農業経営の担い手の育成

ここまでみてきたように、こうした近年の中国政府の農地政策は、農業経営の効率化をめざした大規模経営育成のための制度的条件を整備し、農地の流動化を推進するものにほかならない。それは前述したように、このままでは農業再編が頓挫しかねないという中国政府の危機感を背景にしたものであり、また同時に、現実の農村でおこっている、農地集積事例の増大が背景にあることはいままでもない。つまり、すでに大規模農家や企業による効率的経営が各地で生まれつつあり、それが拡大し、零細規模の小農経営が主流の中国農村において、すでに一定の役割を果たすに至っているためである。そこで以下では、まず大規模経営育成の制度整備状況を概観した上で、さらに現地からの報告および現地調査に基づいて、農業再編を主導する新しい経営体の現状と課題についてみてみよう。

(一) 大規模農業経営育成にかんする方針の変化

まず、一号文件を中心に、大規模農業経営育成のための政策について確認していこう。前述の二〇一四年文件では、「五、新型農業経営体系の構築」において、大規模経営創設にかんして踏み込んだ言及がみられる。つまり、「21. 多様な形式の大規模経営を発展させる」で、「条件を備えた農家が流動化した利用権を受託することを奨励する。……流動化した土地経営権市場を構築する一方で、農業用地の非農業用途への転用を厳しく取り締まる」としている箇所である。このように、農民の農地利用権を確立し、農地転用を厳しく禁止しつつ、流動化を促進する、そして大規模経営への集中と育成を促進する、という一連の政策誘導が確認できる。

続いて、二〇一五年文件では、「四、農村発展の活力を増強し、全面的に農村改革を深化させる」のなかで、「21. 新型農業経営システムの建設の加速」において、「農村における基本的な経営制度を堅持しつつ、……農地利用権の秩序ある流動を誘導し、農地流動による大規模経営を育成する。……この大規模経営は、農家を単位とするもの、農民專業合作社によるもの、企業の関与によるものなど多様性を有する」としている。ここでは、多様な経営主体による大規模農業経営の積極的な創設が提起されており、前述

した「容認」する姿勢から大きく進展し、「推進」の方針が再び確認され、これを全面的に推進する方針が示された」と読み取るべきであろう。

(二) 大規模農業経営形成の現状

このように、農地制度の整備と大規模農業経営の育成が制度的に推進されているわけだが、具体的にどの程度、農地流動⇨大規模農業経営への集中が進展しているのか。

まず、農地流動にかんする統計としては、前述の第二回請負が実施された一九九七年当時は全国の流動面積は五〇〇万ムー(三四〇万ha)と、この当時は、全国の総請負耕作地面積のわずか二・七%にすぎなかったが、二〇〇〇年には一億ムー(六六七万ha)と増加し、その後二〇〇八年には一・五億ムー(一〇〇〇万ha)、二〇一三年には三・四億ムー(二二六七万ha)と、全請負耕作地の二八・八%に達したとい⁽⁷⁾う。この統計が正しいとすれば、すでに中国の請負耕作地面積の三割弱が流動しているということになる。近年、このように流動化の進展は速度をあげているが、これは、前述のように、流動化を政府機関が積極的に支援しているためである。すでに全国一二〇〇余の県に一・五万余の農地流動サービスセンターが設置され、そうした機関が大きな役割を果たしているという。

この流動先(農地利用権の受託者、経営主体)として

は、大別して三種のカテゴリーに分けられる(二〇一四年一月末の統計、中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会経済調査司編 [2015:191])。

①「家庭農場」とよばれる大規模農家。全国には経営面積二〇〇ムー(一三・三ha)以上の経営体が八七・七万、五〇ムー(三・三ha)以上の経営体が三一七万存
在するという。

②農民專業合作社(一種の農業協同組合)。一二六・七万組合。

③「龍頭企業」とよばれる農業などを経営する企業。一二万社。

こうした各種の経営主体別の農地集積構成比は、全国の数値は中国農業部 [2014:108]によれば、①が六〇・三%、②が二〇・四%、③が九・四%であったという。また、安徽省馬鞍山市における社会科学院農村發展研究所による調査の結果では、①が五一・二%、②二三・三%、③が二五・五%であったというので、いずれの資料からも「家庭農場」が流動化した農地の主要な受託主体であると考えられる。

(三) 農民專業合作社の發展と大規模経営

前述の大規模農業経営の担い手として、「家庭農場」とよばれる大規模農家の存在は、それほど説明を加える必要はないであろう。日本でも農地を集積し、大規模稲作など

に参入する農家は増加傾向にある。しかし、二〇〇〇年代後半に、中国に誕生した「農民專業合作社」(前述の②の経営主体)については、説明が必要であろう。

中国では、二〇〇六年に「農民專業合作社法」が公布され、法人格が認められて以降、農民專業合作社が急速に増加している。この農民專業合作社は、生産局面、販売局面において零細分散した小農經濟が主流である中国農村の現状を改革する新たな農民組織として、中国農村においてだいに大きな位置を占めるに至っている。農民專業合作社が三農問題解決に果たす役割は以下のようにまとめられるだろう。

(1) 現状では、広範な農家が、自らが生産した農産物を販売する手段(出荷調製設備やトラック等の輸送手段)を基本的にはほとんど有しておらず、流通過程において中間商人の活動に依存しているのが実態である。こうした中で、利益の多くが中間商人に移転し、しばしば農民の利益は損なわれている。このため、農家の共同によって出荷経費や流通経費を合理化し、市場での販売力を強化し、利益を農家に還元する仕組みがまとめられているのである。

(2) 經濟發展に伴い、市場ではますます高い品質の安全な農産物が求められているが、多くの農家が、これまで農業生産技術の指導や訓練を受ける機会を得ておらず、一般農家の農業技術水準は長期にわたって停滞してきた。こう

した状況の下で、農民の共同による技術の相互普及と、専従職員の配置できる組織による技術指導・普及システムの構築が、農民の生産技術の向上に不可欠であると考えられている。これは二〇〇〇年代後半に顕在化した食品安全問題への対処としても必要な措置であると考えられる。

(3) 前述したように、今後農地流動はさらに拡大する可能性が高いが、この流動化した農地の受け皿として、高効率の農業経営主体としての農民專業合作社の役割が期待されている。

このようにして、二〇〇〇年代後半以降、農民專業合作社はその組織数を増加させてきた。表1は近年の農民專業合作社の發展動向を示したものである。この表から、組合数、組合員数とも大幅に増加していることがわかる。

ただ、この農民專業合作社は、そのすべてが直接農業経営を行っているわけではない。この点については、表2に示したように、大規模農業経営に關与しているのは四四・七万組合程度であると考えられる。

(四) 農業企業による大規模農業経営

三つ目の大規模農業経営の担い手として、「龍頭企業」とよばれる企業経営による農業大規模経営が存在する(前述の③の経営主体、表3参照)。この多くは食品企業で、主に原料調達のため農業経営に進出していると考えられる。

表1 中国における農民專業合作社の展開

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
組合数(万)	2.6	11.1	24.6	52.2	68.9	98.2	128.9
組合員数(万人)	35.0	141.7	391.7	715.6	1196.4	2373.4	2951.0

出所：中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調査司編 [2015: 134] より作成。

表2 農民專業合作社の業種

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
耕種農業	4.3	9.8	16.2	23.4	31.5	44.7
畜産等の養殖業	3.4	7.6	11.5	15.1	19.6	25.2
農業生産に関する技術、情報提供	2.1	5.1	8.1	11.4	14.6	18.3
農産物販売	2.6	4.8	7.0	9.7	12.7	15.2
農業生産資材の共同購入	1.7	3.7	5.5	7.5	9.7	13.7
農産物貯蔵	0.4	0.6	1.0	1.6	2.2	2.5
農産物加工	0.5	0.8	1.2	1.7	2.1	2.1
農産物運輸	0.4	0.7	1.0	1.6	2.1	1.8
その他	1.1	3.2	5.3	13.9	10.0	15.6

出所：中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調査司編 [2015: 141] より作成。

表3 龍頭企業の業種

	耕種農業	畜産業	水産業	林業	その他
企業構成比(%)	53.6	24.7	6.1	8.3	7.3

出所：中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調査司編 [2015: 166] より作成。

表4 各地の地代水準と賃貸借条件

	契約年次(年)	ムー当たり地代(元/年)	作目	契約期間
浙江省余杭市良渚鎮新港村	2010	700	野菜	15年
浙江省余杭市良渚鎮新港村	2014	1200	野菜	15年
黒竜江省龍江県	2013	700	穀物	不明
貴州省遵義市海龍鎮貢米村	2009	800	野菜(ネギ)	不明
重慶市九龍坡区千秋村	2007	800	農業公園	不明
北京市昌平区崔村鎮	2009	1500	有機農業	45年

出所：中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調査司編 [2015: 196] より作成。

こうした企業は、農業再編に資する一方で、傘下の農民と、利益配分をめぐるしばしば対立を引き起こしているが、ここではこの問題は紙幅の関係からこれ以上言及しない（大島 [2011] 参照）。

（五）大規模農業経営の発展における課題

このように、三種の集積主体の発展により、大規模農業経営の形成は進展していると判断できるが、前掲、中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会経済調査司編 [2015] では、その形成過程になお存在する課題を指摘している。

その最大のもの、地代高騰による大規模経営側の負担の増大である。表4は現地調査による各地の地代水準と作目を示したものである。これによれば、沿海地域と野菜作についてとくに地代水準が高いことがわかる。現在の中国の穀物（米、小麦、トウモロコシ）のムー当たり収益は、三五〇〜五〇〇元程度（年々の変動が大きい）であるから、いずれの地域も相当高い水準に達していることが理解できる。これは今後の農地の流動化の進展の大きな障害となり得ると考えられよう。

また、地代水準が過度に高いことに加えて、農地流動に伴う法整備の遅滞や農業者の理解不足等により、契約条件の確認が十分でなく、トラブルが頻発していることが報告

されている〔中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会経済調査司編 2015: 198〕。

三 大規模農業経営成立の事例

ここでは、本論文の最後に、こうして成立しつつある大規模農業経営の事例について、筆者の調査、事例研究などから紹介しよう。

（一）穀作経営における大規模経営

中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会経済調査司編 [2015: 20] によれば、安徽省馬鞍山市における調査事例では、流動化した農地はすでに食糧作物総面積の五八・九%に達しており、この地域は流動化が相当進展した地域であるという。経営面積一〇〇〇ムー（六六・七ha）以上の大規模農業経営（ここでは家庭農場）も五八戸に達し、一定の水準の農業機械を保有しているという。現地では、こうした大規模農業経営が次々に生まれているという。

（二）海南省におけるバナナ生産の振興と企業

海南省におけるバナナ生産は、すでにその生産者が、大別して大規模な企業経営と零細農家の小規模経営（一般農家）の二階層に完全に分化している。これは筆者の知る限



海南島の大規模バナナ農場でのバナナの出荷

(2006年3月筆者撮影)

り中国でもっとも企業的大規模経営が発展した事例の一つである。現地の大規模な企業経営は、さらに二層に分かれ、大規模層八〇〇〇ムー程度(約五三三ha)、および中規模層四〇〇〇ムー程度(約二六七ha)から構成されている。これにたいして一般農家は一戸当たり〇・三〜〇・四ha程度の規模である。この企業経営の大規模層と中規模層は、省内にあわせて四〇社(農場)程度存在し、この企業経営の二層が資金力を背景に現在も規模拡大を続けている。

海南省において、これほどの企業的大規模経営が形成された背景には、開発当初省内各所に開墾可能な荒地が多く展開しており、これを企業が資金を投資して開墾し、新規にバナナ農場を開設してきたという経緯がある。つまり発展の当初は農家の請負農地を賃貸等によって集積する必要が低かったため、大規模な経営を比較的容易に形成することができたのである。しかし、現在はすでに新規開墾はほぼ限界にあり、零細農家からの借地等によって徐々に規模拡大を行っているのが実態である。こうした企業的大規模経営の基本的な労働力は広西壮族自治区からの出稼ぎ農民の雇用によって調達されている。

このような経緯で形成された生産構造の結果、海南島で生産され、遠隔地の北京市や上海市で販売されるバナナのほとんどは、こうした企業的大規模バナナ経営で生産されたものであり、現在の海南省のバナナ生産は企業経営抜きには語れないのが現状である。

(三) 沿海地域における企業的大規模野菜経営の発展

山東省・福建省等を含む沿海地域の輸出向け野菜産地においても大規模な企業農場の形成が急速である。これは、二〇〇二年以降頻発した残留農薬事件対応のため、中国政府が輸出向け野菜経営に対して規制を強化したこと起因している。この規制強化の結果、輸出企業への対応の中で、



企業的野菜農場での育苗（山東省）
（2012年3月筆者撮影）



企業的野菜農場での野菜出荷（山東省）
（2010年8月筆者撮影）

とくに注目されるのは、輸出企業が自ら経営する自社農場で生産し、加工、輸出する方式が普遍化したことである。この企業自社農場制の推進により、これまで中国において、ほとんどみられなかった大規模な企業農場が、浙江省・江蘇省・山東省・福建省等の中国の沿海地域に次々に成立した。

現実にかこうした企業農場はどの程度普及しているのだろうか。資料によると、中国全体で農産物輸出企業は二〇〇三年末で一・三万社、二〇〇五年末で一・六万社、二〇〇六年末で二・一万社に達しており、うち年間輸出額五〇〇万ドル以上の企業は、二〇〇三年八三六社、二〇〇五年には一四〇〇社に達したという¹⁹⁾。そして、その六割が農業生産、加工、輸出を複合的に行っている。つまり、企業直営農場で生産した野菜・農産物を、自社で調製・加工して輸出する一連のシステムを備えた企業が増加しているのである（大島〔2006〕参照）。

まとめにかえて

前述したような大規模農業経営の発展は、全体として中国農業生産構造の再編に貢献するものと考えられる。

しかし、農村経済というマクロ視点からみると、課題もいくつか残されている。その一つは、流動化の促進を可能

にするために、貸し手農民の非農業部門への就業をどう促進するかという点で問題を残していることである。この点は「決定」および「一号文件」では明確な道筋は示されていない。というより、有効な対策はまだ見いだされていないということであろうか。

今ひとつの問題は、今後本当に農民個人の意思に基づいての利用権の移動が行われるのか否かという点も大きな問題である。これまでの中国農村でよく見られた状況としては、いったんこうした政策を中央政府が提起すると、地方政府レベルでは、政策の推進が目的化して、強引に大規模農業経営を作り出そうとする動向が発生しかねない。

このように、現在の中国の現状を考慮すれば、貸し手農民の就業機会の確保や社会保障をどのように進めるのかという政策が伴わずに、農地の流動化のみを推進しても良好な成果が得られる可能性は低い。むしろ土地を失った農民の生活保障などにおいて新たな農民問題を惹起する危険を伴っていることに注意する必要があるだろう。

現実には、こうした状況は、二〇〇八年前後の世界経済危機の下で、移動先で失業し、帰郷を余儀なくされた出稼ぎ農民が、農地を貸し出していたために事実上自らの農地の耕作ができなくなるといった問題が発生したことがあったが、そうした問題として実際に表面化している。

このように、政策的支援のもと農地集積による大規模農

業経営が生まれ、効率的な農業生産をめざして経営展開を開始している現在、貸し手である離農する農民の農地に關する権利を擁護しつつ、同時に農業生産性の向上をどのように図るのかという大きな課題が、農地政策実施にあたってますます重要度を増しているといえる。

注

〈1〉 この一七期三中全会以降に開催された一八期三中全会（二〇一三年一月九日～一二日開催）では、農業・農村問題について、いくつかの個別的な問題が取り上げられたが、主要な議題としては検討されなかった。

〈2〉 実施時期は地域によって若干異なるが、一般に、第一回請負は一九八三年前後に実施された請負契約をさし、この第一回請負の一五年後の一九九八年前後に実施された請負契約を第二回請負という。

〈3〉 ここでいう「村内農地利用公平の原則」とは、村内の各農家への農地配分に関し、できるだけ公平性を優先するという原則であり、この原則に基づいて、各農家はたんに公平にほぼ同面積の配分を受けるだけでなく、農地条件（豊度、灌漑施設の有無等）の面でも公平さが追求される。つまり、各農家の請負農地は村内の条件の異なる農地を一部分ずつ配分されるのが一般的である。例えば同一村内に生産力が異なるA・B・C・Dの四種の農地があると

すれば、各農家はAからaを、Bからbを、Cからcを、Dからdを請け負い、村内の公平性を保つというものである。しかし、この原則を厳密に実施すればするほど、前述したように、各農家の農地は零細な上にますます分散し、生産性は停滞または通減せざるを得ないことになる。また、いうまでもなく、この「村内公平の原則」は近隣の村には適用されないので、村が異なれば一戸当たり農地面積が大きく異なるという不公平はしばしば発生している。

〈4〉 中国農業部 [2014:182]。

〈5〉 近年、村民委員会の機能低下が指摘されているが、この村民委員会による農地配分の停止はその主要因をなしている。

〈6〉 この現地調査は、二〇〇九年五月海南省で、二〇〇九年一月、二〇一三年八月山東省で実施した。

〈7〉 中国社会科学院農村發展研究所・国家统计局農村社会經濟調査司編 [2015:188] 参照。

〈8〉 後述するように、この組合数のうち、直接農業経営に関与しているのは四四・七万組合程度であるという。

〈9〉 根師・森路・大島 [2006] の分析に基づく。

〈10〉 中華人民共和国農業部 [2014] による。

参考文献

〈日本語〉

宇野和夫 2005 「中国の群衆犯罪事件の概念と特徴」『文化

論集』第二七号

大島一二 2006 「中国農業をめぐる環境変化と野菜加工企業の動向」『農業市場研究』第一五巻第二号、二〇〇六年度日本農業市場学会ミニシンポジウム論文、日本農業市場学会、四〇―四六頁

根師梓・森路末央・大島一二 2006 「企業の経営によるバナナ生産の再編過程——中国海南省の事例」『農業市場研究』第一五巻第一号、日本農業市場学会、六六―七〇頁

大島一二 2011 「三農問題の深化と農村の新たな担い手の形成」『中国「調和社会」構築の現段階」アジア経済研究所〈中国語〉

韓俊 2007 『中国農民合作社調査』上海遠東出版社

郭曉鳴 2009 「四川農民工失業返郷的基本形勢与对策建議」四川省社会科学院内部資料

李小雲主編 2009 『中国農村情況報告 二〇〇八』社会科学文献出版社

樓培敏主編 2004 『中国城市化——農民、土地与城市發展』中国經濟出版社

農業部弁公庁編 2006 『農業部弁公庁 二〇〇五年調研報告集』中国農業出版社

中華人民共和国農業部 2014 『中国農産品貿易發展報告 二〇一四』中国農業出版社

中華人民共和国国家统计局編 2015 『中国統計摘要』中国統計出版社

中華人民共和国農業部編 2014 『中国農業發展報告 二〇一

四』中国農業出版社

中国社会科学院農村发展研究所・国家統計局農村社会經濟調
査司編 2015 『中国農村經濟形勢分析与予測（二〇一四
～二〇一五）』社会科学文献出版社